



審議事項 (4)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

4. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
配当の対象となる有価証券を減損した期における配当		
(5 項 (1)、15 項)	企業会計基準適用指針公開草案第 12 号第 5 項は、配当受領額を受取配当金に計上できる場合として、「配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当」を例示しているが、この表現では、その配当がその期に受領した配当なのか未収計上した配当も含むのかが明らかでないので、表現をわかりやすくすべきである。	時価のある有価証券の配当は、未収計上することが原則であり、当該会計処理の対象には未収計上しているものが含まれる。結論の背景の記載もあるので、公開草案の修正は不要と考える。
(5 項 (1)、15 項、12 項、14 項)	株主が利益剰余金から配当を受けたとしても、それ以前の配当実施企業(投資先企業)の有価証券の所有期間において投資先企業が資本金・資本準備金による欠損填補を実施したにもかかわらず株主が投資先企業の将来の事業の回復可能性を見込んで欠損填補に見合う有価証券の減損処理の全部または一部を行っていない場合、当該配当受領額の収益計上は、次の条件の下で認められることを明示すべきと考える。 すなわち、当該配当受領額の収益計上にあたってはその計上時点またはそれ以前にその受領額に対応する有価証券の減損が損益計算書に計上されていることが必要であり、かつ、当該欠損填補に係る株主の持分相当負担額の範囲内で欠損填補以降に株主が受領した配当の累積額以上の減損金額が計上済みであることを条件とすることを本適用指針に明記することが必要と考える。 本適用指針案 5 項 (1) との平仄を勘案するならば、「(3) 資本金、資本準備金による欠損填補が行われた後に計上された留保利益が配当された場合」については、投資成果の分配と投資払戻の整合	留保利益を原資とした配当においても、投資成果の分配と考えられない場合について、適用指針の末尾にて留意的に記載する方向で検討する。

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>性についての合理的な指針を積極的に示すべきであり、子会社株式・その他有価証券等に持分法を適用しない限り避けられないとされたまま解決が図り得ないものとして放置すべきものではないと考える。</p>	
結合後企業からの配当金を収益として計上できる場合		
<p>（５項（２）、 16項）</p>	<p>第５項（２）について記述が分かり難い様感じます。恐らく、結合後企業のその他資本剰余金の処分による配当が、実質的に企業再編直前の投資先企業（例えば、合併の場合の消滅会社、株式移転の場合の完全子会社）の留保利益相当額からの配当であることが確認できる場合において、配当を受領した株主が投資先企業の株式の交換損益を認識していないときは、受取配当金の計上が可能であることを指していると思われませんが、こうしたものも、ここでの記述に含まれるのか分かるような記載にして頂きたい。</p>	<p>左のコメントも参考に、より分かりやすい表現について検討する。</p>
<p>（５項（２）、 16項）</p>	<p>配当受領額を受取配当金として計上できる第５項（２）の場合において、「配当を受領した株主が当該企業再編に関して投資先企業の株式交換損益を認識していないことを前提とした」ことについて、企業結合等会計基準等との関係について「結論の背景」において整理することが望ましい。 （理由） 今回の公開草案において、「株式交換損益を認識していないこと」を受取配当金計上の前提としている。これは現行の適用指針にはないものであるため、企業結合・事業分離等の会計基準における投資の継続・非継続の考え方との関係などを含め、公開草案においてこの前提が追加された背景について整理することが望ましいと考える。 また、第５項（１）において「配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損した期における配当を受取配当金に計上できる」としているが、企業再編において株式交換損失を認識した場合には、この考え方が準用されると考えて差し支えないか確認したい。</p>	<p>「株式交換損益」に関する追加記載については、修正を検討する。 なお、企業再編において株式交換損失を認識した場合の５項（１）の適用については、コメントどおりの考え方である。</p>

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
その他資本剰余金の処分によるものかどうか不明な場合		
配当金の原資の公表に関わる取扱い （第６項）	第６項について、「その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合は、受取配当金に計上できるものとする。その後、その他資本剰余金によるものであることが判明した場合は、その時点で修正する会計処理を行う。」とあるが、一旦収益認識した後、修正によって収益が取り消される、という処理が認められれば財務報告の信頼性が著しく損なわれる恐れがある。「取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当金の原資（その他資本剰余金またはその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい」との規定を原則強制化し、その上で、「受取配当金に計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金に計上できるものとする」とするのがより適当ではないかと考えます。	適用指針において、配当金の原資の公表に関わる具体的な取扱いを記すことは困難と考えている。 基準日が当期に属する配当のうち、効力発生日が翌期となるものについては、配当原資を株主資本等変動計算書の注記とする方向で検討されている。 なお、配当原資を明らかにしないと、分

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>「剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい」旨の記載があるが、統一的な目線が必要であると考え。</p> <p>（理由）</p> <p>企業が配当原資を公表することは、従来の実務には無く今回の適用指針を契機に実施されることになるものである。その公表方法については、各企業の自主的な判断に委ねることも考えられるが、公表手段及び公表時期にバラツキが存在する場合には、配当を受ける側において無用な混乱を招く可能性もあり得ることから、実務上の取り扱いにも配慮した上で何らかの統一的な目線が示されることが望ましいと考える。</p> <p>なお、公表の必要性の高い上場企業と異なる非上場企業等に関しては公表することの実益が低いと考えられることから、株主に対し個別に通知することで足り、上記の公表方法に拠る必要はないものと理解している。</p>	<p>配側の株主資本等変動計算書の作成も困難になると思われるので、この点も踏まえ、制度的にどのように対応すべきかを関係団体とも検討する。</p>
	<p>企業会計基準適用指針公開草案第 12 号第 6 項が指摘するように、配当金の原資が公表されないことには、配当を受けた株主は適切な会計処理を行うことができないことになるが、企業再編があった場合に企業再編後における原資が公表されても配当金を受領した側で適切な会計処理を行うことはできないので、このような場合には、配当原資につき企業再編が行われる前にどのような内容であったかを示すべきものとし、配当受領者が適切な会計処理を行うことができるようにしなければならない。</p>	

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>剰余金を配当する会社に対して、意思決定機関で定められた配当金の原資の速やかな公表を望まれていることに賛同するが、実効性を高めるための措置として、例えば以下のようなものが考えられる。可能であれば貴委員会からの関係各方面への働きかけをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法制において、配当金の原資の公表または通知を制度化する ・ 証券取引所の上場規程等において、上場企業に対し配当金の原資の公表を求める 	
<p>配当金の原資の公表に関する取扱い（第6項、第5項（2）、第16項）</p>	<p>適用指針（案）第6項では、「剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当金の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい。」とされている。しかし、第5項（2）の「投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）」に該当する場合、その他利益剰余金を分配の原資としているにもかかわらず、企業再編後においてはその他資本剰余金を分配の原資とする配当として公表されることが考えられる。このため、公表すべき事項を単純に「分配の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）」とした場合には、実質的にその他利益剰余金を分配の原資とする配当が、その他資本剰余金を分配の原資とする配当として会計処理されることが考えられる。このため、公表すべき事項を具体的に明示する必要があるものと考えられる。</p>	<p>被取得企業の留保利益は被取得企業の株主に開示されているので、それを参考に、被取得企業の株主が判断すべき事項であると思われる。</p>

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>公開草案第16項の最終段落で、「ただし、当該取扱いは、もともと配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合の取扱いであるため、投資先企業からの企業結合年度後における配当について当該会計処理（受取配当金として収益に計上する会計処理）を適用する場合には、上記の要件に照らして慎重に判断する必要がある。」とされているが、いつの時点に存在する留保利益相当額からの配当であるかを確認するための具体的事項について、剰余金を配当する会社は速やかに公表することが望ましい旨記載すべきである。</p>	
<p>その他資本剰余金の処分による配当であることが判明した場合の会計処理 （第6項）</p>	<p>適用指針（案）第6項では、「なお、配当金を計上する際に、その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合は、受取配当金に計上できるものとする。その後、その他資本剰余金によるものであることが判明した場合は、その時点で修正する会計処理を行う。」とされている。この際の修正する会計処理としては、既に計上された受取配当金を損益計算書を通して修正する方法又は剰余金を直接修正する方法が考えられるため、具体的な会計処理を明示する必要があるものと考えられる。</p> <p>第6項について、「その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合」とは、配当を受ける側がどの程度まで確認を行った上で不明な場合とされるのか明確でない。実務上の混乱を避けるため、具体的な取扱いを明示いただきたい。</p>	<p>剰余金を直接修正する考え方は現行制度上、採りえないと思われる。</p> <p>なお、留意的に、修正する際に金額的な重要性を考慮すべき点についてもコメントする。</p>
<p>（第6項）</p>	<p>なお書きの文章中の「配当金の原資」を「分配の原資」と修正すべきである。 （理由）</p> <p>適用指針（案）第9項、第11項、第12項等において、第6項の「配当金の原資」に該当する内容が「分配の原資」と表現されており、表現を統一する必要があるものと考えられる。</p>	<p>全体的に、「配当」と「分配」という用語の使い分けについて、修正を検討する。</p>